

阿賀野市条例第28号

阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年阿賀野市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は一年につき水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定する時間を超えない範囲内」を加え、「水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。